

平成 28 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省 医政局地域医療計画課）

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 制 度 名                 | 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設   |
| 税 目                   | 所得税  |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容 | <p>地域で必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体において、医学生等に対する修学等資金の貸与（特定の地域や診療科で一定期間勤務した場合には修学等資金の債務を免除）などの医師確保の取組が進められているところである。</p> <p>現行において、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益については、債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体が運営等を行う医療機関に限定されておらず、当該地方公共団体と関係がない医療機関も含め、複数選択肢が提示されている場合には、学資金として非課税になると解釈されている。一方で、卒業後の勤務先について、修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されている場合には、債務免除益は勤務の対価的性質を有するものとして課税することとされている（※）。</p> <p>今般、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進する観点から、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益に関し、債務免除の要件として指定する医療機関が、当該地方公共団体等が設置運営する医療機関に限定されている場合について、非課税とする措置を講ずることとする。</p> <p>（※）当該解釈は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年 10 月 18 日 大阪国税局 文書回答事例</li> <li>・ 平成 24 年 3 月 9 日 名古屋国税局 文書回答事例</li> </ul> <p>による。</p> |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| 平年度の減収見込額<br>(制度自体の減収額)<br>(改 正 増 減 収 額) | ▲350 百万円<br>( ▲350 百万円)<br>( 百万円) |
|--|-----------------------------------|

|                   |   |
|-------------------|---|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的<br/>医師の地域偏在を是正し、地域で必要な医療の確保を図るため、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>地域で必要な医療を確保する上で医師の地域偏在の是正が重要な課題となる中、各地方公共団体が貸与する医学生等修学金については、自由開業制の我が国において数少ない有効な医師確保対策の一つとなっており、国としても、地方公共団体の取組を財政・制度面から支援する必要がある。<br/>こうした中、一義的には医師の所得に対する課税となるが、医師不足地域において地方公共団体が費用を負担して推進する取組に関し、課税することは、医療政策を推進する上で支障となるおそれがある。<br/>また、医学生等修学金は、債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されているか否かによって異なる課税の取扱いがなされているが、医学生等修学金を独自に実施している地方公共団体には、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できないような地域があり、医師確保の観点からは、むしろ、こうした地方公共団体の取組に対してこそ、積極的な支援を行う必要がある。<br/>さらに、医学生等修学金については、貸与額が多額（大学6年間で概ね1,400万円前後）であるが、入学金、授業料等、医学生等が修学する上で必要な費用について貸与されているものであり、債務免除となる時点では、すでに当該資金を利用した後であるため、債務免除益を含めた上で所得税が課税された場合、医師の負担能力に比して過度な課税がなされるおそれがある。<br/>以上を踏まえると、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益に関し、債務免除の要件として指定する医療機関が、当該地方公共団体等が設置運営する医療機関に限定されている場合について、非課税とする措置を講ずることにより、地方公共団体における医師確保の取組を更に推進する必要がある。</p> |
| 今回 の 要 望 に 関 連 す  | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅰ<br/>安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること<br/>施策大目標1<br/>地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること<br/>施策中目標1<br/>日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>   |
|                   | <p>政策の達成目標</p> <p>地方公共団体における医師確保の取組を支援することにより、地域において必要な医療を提供する体制を整備する。</p>  |
|                   | <p>租税特別措置の適用又は延長期間<br/>同上の期間中の達成目標</p> <p>恒久的措置</p> <p>—</p>  |

|                           |                           |   |
|---------------------------|---------------------------|---|
|                           | 政策目標の達成状況                 | —   |
| 有効性                       | 要望の措置の適用見込み               | 91件<br><平成27年度医政局地域医療計画課調べ>   |
|                           | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)    | 地方公共団体が貸与する医学生等修学等資金については、自由開業制の我が国において、数少ない有効な医師確保対策の一つとなっている。医学生等修学等資金の債務免除益が非課税とされれば、医学生等修学等資金を活用するメリットが更に高まり、医師不足地域における医師確保がより一層推進されることが期待される。                |
| 相当性                       | 当該要望項目以外の税制上の支援措置         | —   |
|                           | 予算上の措置等の要求内容及び金額          | —   |
|                           | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係       | —   |
|                           | 要望の措置の妥当性                 | 債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が修学等資金の貸与をした当該地方公共団体等が運営等を行う医療機関に限定されている場合であっても、そこに勤務する医師が地域医療に広く貢献していることには変わりがなく、医師の地域偏在等の課題がある中、地域の医師確保のための税制措置を講じることとしても、国民の納得が得られるものである。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項 | 租税特別措置の適用実績               | —   |
|                           | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果        | —   |
|                           | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | —   |
|                           | 前回要望時の達成目標                | —   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | 前回要望時<br>からの達成<br>度及び目標<br>に達してい<br>ない場合の<br>理 由 | — |
|  | これまでの<br>要 望 経 緯                                 | — |